

令和5年度 新潟市健康医療情報等分析業務委託仕様書

1 業務の名称

令和5年度 新潟市健康医療情報等分析業務

2 業務の目的

新潟市健康づくり推進基本計画（第4次）を策定し、市民の健康寿命の延伸に向けた取り組みを推進するため、国保データベース（以下、「KDB」という。）及び全国健康保険協会（以下、「協会けんぽ」という。）から受領した国民健康保険加入者、後期高齢者医療制度加入者及び協会けんぽ加入者の健診・レセプトデータや新潟市民の健康づくりに関する調査（以下「市民調査」という。）の結果を活用して分析を行う。

3 委託期間

令和5年（契約日）から 令和6年3月31日 まで

4 業務の内容

本業務内容は、次のとおりとし、これらに関して発生する一切の費用は、委託料に含まれるものとする。なお、業務にあたっては、国（厚生労働省等）の動向や各種学会等のエビデンスを踏まえた医学的知見に基づき行うこと。

（1）業務計画の作成

契約締結後、データの授受や分析期間など詳細なスケジュールを記載した業務計画を作成し、本市の了解を得る。想定するスケジュールは下記のとおり（予定）。

内容	時期・期限
市より受託者へ健診・レセプトデータの提供	令和5年10月下旬
市より受託者へ市民調査結果を提供	令和5年12月上旬
コメントを含めたグラフの作成	令和5年12月末
現状分析・課題抽出	令和6年1月末
報告書の提出	令和6年3月末

（2）現状分析・課題抽出

本市で受領したKDB及び協会けんぽの健診・レセプトデータを統合し、データ分析環境を構築する。そのデータと本市で実施する市民調査※の結果を基に、下記を主要テーマとした現状分析及び課題抽出を行う。なお、データについては受託者が加工等できる形式によるものとする。また、使用するKDBの帳票、現状分析・課題抽出については、受託者の提案をもとに市と協議の上決定する。提供するデータに個人情報が含まれる場合には、個人が特定できないように匿名化するなど、適切な対応を行うこととする。

※市民調査の詳細については別紙調査票（「新潟市民の健康づくりに関する調査」ご協力をお願い）を参照すること。

① 市の行政区単位データの集計とグラフの作成

集計するデータは、以下のとおり

- 重症疾患患者の健診連続未受診率

- 健診受診率（区別）
 - 健診受診者と未受診者の年間平均1人あたり医療費の比較
 - 重症疾患医療機関受診率（区別）
 - 健診結果（血液検査のうち血糖、血圧、脂質、3項目該当を区別）
 - 健診結果（質問票のうち、喫煙、運動習慣、飲酒頻度、食生活を区別）
 - 生活習慣病の未受診者のうち、健診未受診者
 - 健診受診の結果、医療機関で診療や治療が必要な人のうち、未通院者
 - 健診結果については、区ごとに市全体と比較したレーダーチャートを作成
- ② データ集計結果および市民調査結果に基づく本市及び各行政区における地域差や健康課題の抽出

(3) 新潟市健康づくり推進基本計画（第4次）に掲載する、新潟市の状況を示すグラフおよび簡易コメントの作成

- ① 国勢調査より
 - ・世代別人口構成
- ② 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計より
 - ・人口と高齢化率の推計
 - ・年齢区分別人口の推計
 - ・区別人口と高齢化率の推計
- ③ 市区町村（都道府県）別生命表、市のデータより
 - ・平均寿命の推移
 - ・新潟市・新潟県・全国の平均寿命の比較
- ④ 厚生労働科学研究費補助金算定より
 - ・新潟市・新潟県・全国の日常生活に制限のない期間の平均の推移
- ⑤ 市民調査より
 - ・自身の健康状態が「良い」「まあ良い」と感じている人の割合の推移
- ⑥ 人口動態統計より
 - ・市・全国の出生数の推移
 - ・市・全国の主な死因別死亡割合・死亡数
- ⑦ 国民生活基礎調査より
 - ・要支援者が要支援となった主な原因
 - ・要介護者が要介護となった主な原因

※作成については、市と受託者が協議のうえ決定するものとする。

5 成果物等

分析業務の概要等をまとめて「新潟市健康医療情報等分析業務報告書」として提出すること。

- ・各成果物の提出については、進捗状況に合わせ適宜市の指示に従うこと。提出は、製本品及び記憶媒体とする。
- ・受託者が本業務において作成する電子データは、市がデータの追加、更新、加工等ができる形式によるものとする。データ形式の決定に当たっては、受託者は市と事前に協議した上で決定すること。

6 協議・報告

業務の遂行に対し、事前に市と十分な協議を行うこと。また、協議後は速やかに報告書を作成し、市へ提出すること。

7 個人情報取扱責任者の設置

受託者は、本業務の履行にあたり個人情報取扱責任者を設置しなければならない。また、個人情報取扱責任者は、本業務によって得られた各種データ等について、漏えい、滅失、紛失、毀損、改ざん、誤記録等が生じないよう、万全の業務処理管理体制を整えるとともに、本業務の処理に携わる全ての担当者に対して、個人情報保護法における個人情報取扱事業者の義務等の周知徹底を図らなければならない。

8 転用禁止

受託者は、事前に市の書面による承諾を得ることなく、市から提供されたデータ及び分析結果等を他者に提供したり自己の商品に用いたりする等、本業務以外に転用及び流用してはならない。

9 その他

- ・業務履行後、履行届を提出すること。
- ・その他必要な事項は、担当者と協議のうえ決定する。
- ・契約終了後、この契約に関しての業務評価を行う。